

魚津市告示第15号

道路の占用の制限について

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、魚津市役所建設課において令和5年3月10日から令和5年3月31日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

魚津市長 村椿 晃

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	区間	縦覧場所
市道	魚津駅中川線	釈迦堂一丁目地先から 釈迦堂一丁目地先まで	魚津市役所
市道	魚津中央線	末広町地先から 新宿地先まで	魚津市役所
市道	布施川小川寺線	布施川橋地先から 小川寺地先まで	魚津市役所
市道	横枕有山線	横枕地先から 有山地先まで	魚津市役所
市道	住吉町三ヶ線	上口二丁目地先から 住吉尻井地先まで	魚津市役所
市道	経田海岸線	東町地先から 西町地先まで	魚津市役所
市道	経田漁港4号線	東町地先から 東町地先まで	魚津市役所
市道	経田臨港線	東町地先から 東町地先まで	魚津市役所

道路の種類	路線名	区間	縦覧場所
市道	吉野川縁線	吉野地先から 川縁地先まで	魚津市役所
市道	吉野6号線	吉野地先から 吉野地先まで	魚津市役所
市道	吉野7号線	吉野地先から 吉野地先まで	魚津市役所

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和5年4月1日